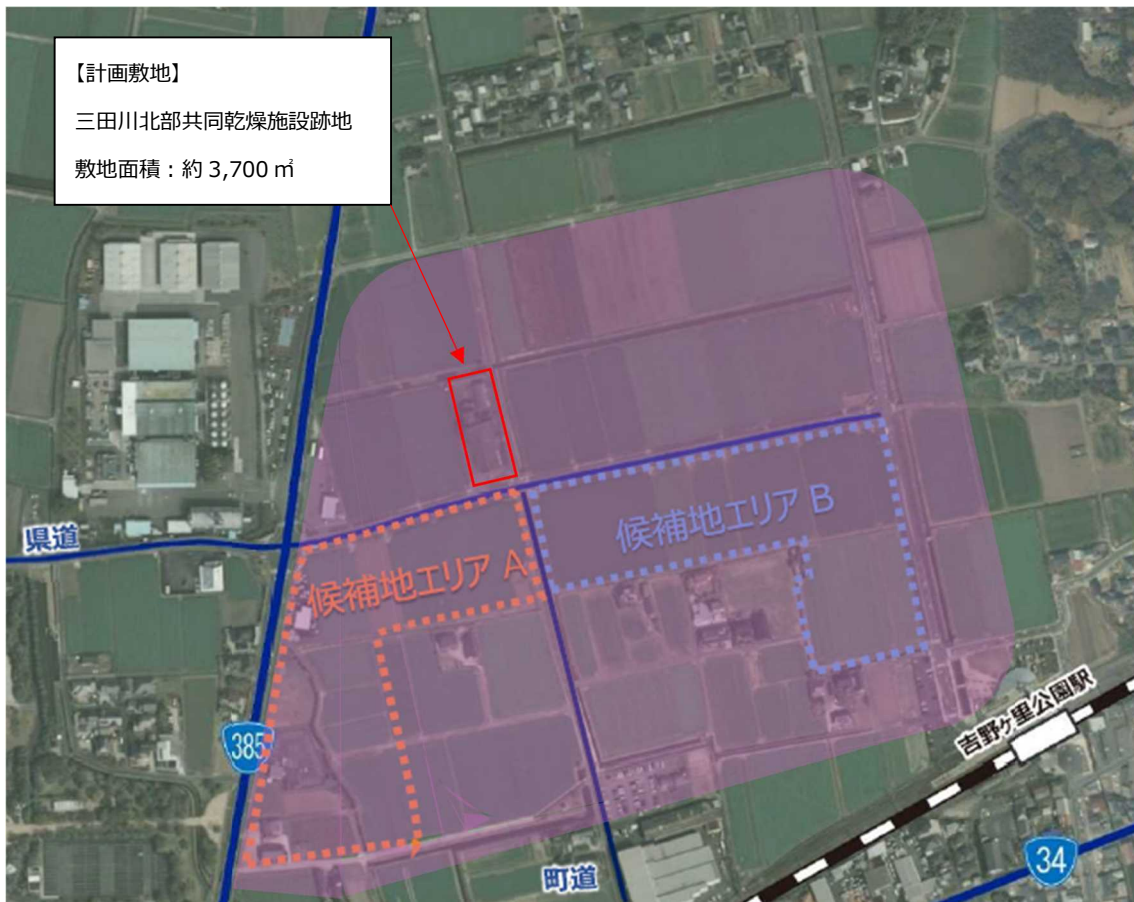



【別添4】建設地について

吉野ヶ里町統合庁舎等の建設候補地エリアについて、令和4年3月策定「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」（以下「基本計画」とする。）のP.48の7. 候補地の選定で候補地A、Bで検討を進めていましたが、P.51「第4章事業計画に関する検討」における合併特例債の活用期限や町の財政運営を考慮したうえで、先行して統合庁舎を建設することとし、令和8年3月の完成を目指し下記を建設予定地とします。

これにより、基本計画における施設の基本方針、計画は統合庁舎単独に読み替えるものとなりますが、将来的に「吉野ヶ里町統合庁舎建設設計等業務プロポーザル実施要領 9 技術提案書等の提出（2） 技術提案テーマ テーマ③（表中）」の内容と、町民の利用上の機能連携を意識した施設配置を提案してください。なお、将来の計画は今後、候補地A及び候補地Bを含む※中心機能の集約地の適地（基本計画P10参照）で検討を行います。



※  : 中心機能の集約地の適地（基本計画 P10 参照）

出典:(C)NTT インフラネット, Maxar Technologies